

貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて

1 概要

所有する全ての農地(自作農地で10アール未満のものを除く)を、新たに農地中間管理機構(北海道農業公社)に貸し付けた場合、その農地にかかる固定資産税の課税標準額が2分の1に軽減(10年以上貸出で3年間、15年以上貸出で5年間の軽減)される制度が、平成28年4月の地方税法の改正により創設されていたが、過去の農業委員会から税務部への情報提供の実施状況の調査を行った結果、税務部に情報提供していない者がおり、過大に課税し徴収していたことも判明した。

2 対象

対象者:令和3年3月に農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者1名

還付予定額:37,700円

課税対象期間:令和4年度～令和6年度

3 原因

農林水産省からの通知(「農地法の運用について」)において、軽減措置対象者については、農地中間管理機構への貸付手続を行っている農業委員会事務局から税務部に情報提供することとされているが、令和元年度以降、農業委員会事務局から税務部に情報を提供していなかったことが原因と考えている。

4 再発防止策

対象者に対し経過を説明し謝罪するとともに、既に納付されたことにより生じた過誤納金については11月中旬に還付手続きが完了する予定。

今後は、複数の職員で対象者リストを作成・確認するなど、農業委員会事務局から税務部への情報提供を徹底するとともに、税務部においては、軽減措置対象者について、税の賦課作業時に農業委員会へ照会するなど、相互に確認し合うことで再発防止に努める。